

陳 情	受 理 番 号	75	受 理 年 月 日	平成 31 年 2 月 7 日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書					

安全・安心の医療・介護の実現と 夜勤交替制労働の改善を求める陳情書

【陳情趣旨】

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017 年日本医労連調査、看護職員 104,672 人分）では、2 交替勤務のうち 16 時間以上の長時間夜勤の割合は 43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い 8 時間未満の割合が 49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は 71.7%、健康不安の訴えが 67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている（日本医労連 2017 年看護職員の労働実態調査、33,402 人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では 1 人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007 年に国会で採択された請願内容（夜間は患者 10 人に 1 人以上、昼間は患者 4 人に 1 人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月 8 日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のため、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1 日且つ 1 勤務の労働時間 8 時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1 人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

安全・安心の医療・介護の実現と 夜勤交替制労働の改善を求める意見書

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017 年日本医労連調査、看護職員 104,672 人分）では、2 交替勤務のうち 16 時間以上の長時間夜勤の割合は 43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い 8 時間未満の割合が 49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は 71.7%、健康不安の訴えが 67.5%、74.9% の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている（日本医労連 2017 年看護職員の労働実態調査、33,402 人分）状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では 1 人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007 年に国会で採択された請願内容（夜間は患者 10 人に 1 人以上、昼間は患者 4 人に 1 人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月 8 日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1 日且つ 1 勤務の労働時間 8 時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の選労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1 人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

〇〇〇〇議会
議長 〇〇〇〇

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣